

## 令和6年度ごみ集積容器設置助成金交付要綱

(令和6年4月2日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、ごみの飛散防止を図り、市民の良好な生活環境を確保するため、市内の町内会（以下「町内会」という。）が実施するごみ集積容器設置事業に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、ごみ集積容器設置助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象経費及び助成金の額)

第2条 助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとし、助成金の額は、1基当たり4万円以内の額とする。ただし、助成対象基数は1町内会当たり年に2基までとする。

- (1) ごみ集積容器の購入費
- (2) 自らごみ集積容器を製作する場合の材料費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

(ごみ集積容器の製作基準)

第3条 助成金の対象となるごみ集積容器は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 箱型（折り畳み可能なものを含む。）のもの
- (2) 木造又は金属等で製作されたもので、雨、風、雪等に強く耐久性があり、景観を損ねないもの
- (3) 鳥類及び猫等の小動物の侵入を防ぐ構造であるもの
- (4) 安全に利用でき、ごみの飛散防止が図られるもの

(申請書等)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請書は、様式第1号によるものとし、同条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の事業計画書（様式第2号）

- (2) 当該年度の収支予算書（様式第3号）
- (3) 前年度の事業実績書（様式第2号を準用）
- (4) 前年度の収支決算書（様式第3号を準用）
- (5) 見積書
- (6) 位置図
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第5条 規則第5条第1項の規定による助成金の交付の決定の通知は、様式第4号により行うものとする。

（助成金の交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、助成金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること。
- (2) 助成事業の状況、助成事業の経費の収支、その他助成事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了後から5年間保管しておくこと。

（計画変更の承認）

第7条 助成事業について、次に掲げる変更をする場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- (1) 事業主体、事業内容等の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の事業変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第6号により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 規則第6条第1項の規定による助成金の交付の申請の取下げは、助成

金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までにこれを行うものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成金の請求は、様式第7号により行い、事業終了後に確定通知書の写しを添付して行うものとする。

(助成金の交付の方法)

第10条 助成金の交付の方法は、精算払とする。

(実績報告書等)

第11条 規則第9条の規定による報告は、助成事業の完了の日（助成事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日又は助成金の交付に係る年度の3月29日のいずれか早い期日までに、様式第8号により行うものとし、当該報告に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号を準用）
- (2) 収支決算書（様式第3号を準用）
- (3) 領収書
- (4) 完成写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則第10条の規定により、交付すべき助成金の額を確定し、様式第9号により通知するものとする。

(助成金の交付の決定の取り消し)

第13条 市長は、助成金の交付を受けた町内会が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 助成事業を行う者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (3) この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

(助成金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、様式第10号により期限を定め、町内会に対してその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月3日から施行する。